

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

【基本方針】

【予防対策】

- 第1節 道路・橋梁
- 第2節 鉄道等交通施設
- 第3節 河川・港湾施設等
- 第4節 緊急輸送ネットワークの整備
- 第5節 水道
- 第6節 下水道
- 第7節 電気・ガス・通信等
- 第8節 ライフライン復旧活動拠点の確保

【応急対策】

- 第1節 道路・橋梁
- 第2節 鉄道等交通施設
- 第3節 河川・港湾施設等
- 第4節 水道
- 第5節 下水道
- 第6節 電気・ガス・通信等
- 第7節 エネルギーの確保

【復旧対策】

- 第1節 道路
- 第2節 鉄道等交通施設
- 第3節 河川・港湾施設等
- 第4節 水道
- 第5節 下水道
- 第6節 電気・ガス・通信等

基本方針

道路や橋梁、鉄道といった交通関連施設は、都市の活動を支える基盤として重要な役割を担っており、人命救助や消火活動、物資輸送等を円滑に行い、区民の生命を守るため、災害時においてもその機能を確保する必要がある。また、発災後の区民の暮らしを支えるためには、上下水道をはじめとした各種ライフラインの機能確保及びそのためのエネルギー（電力）の確保が不可欠である。

本章では、区民生活や都市機能を支える交通ネットワークやライフライン、エネルギーの確保についての対策を示す。

■交通関連施設の安全確保

道路や橋梁、鉄道といった交通関連施設は、都市の活動を支える基盤としての重要な役割を担っている。これらの施設が損壊等の直接的被害や、交通渋滞、車両火災などの間接的被害により機能不全に陥ると、人命救助や消火活動、物資輸送等の円滑な実施が困難になるおそれがある。

交通関連施設の安全確保に向けて、道路ネットワークの整備、細街路の拡幅、無電柱化、道路・橋梁等の安全確保や新たな交通規制の実施、鉄道事業者による防災体制の確保など、ハード・ソフト両面の対策を進め、発災後においても交通・物流機能を維持する。

■ライフライン等の確保

水道・下水道施設等の耐震化や、被害発生から復旧までの間のバックアップ機能の確保、早期復旧に向けた仕組みづくりなど、ライフライン機能の確保に向けた対策を実施する。

■エネルギーの確保

円滑な災害応急対策の実施や事業継続の観点から、区施設において、非常用発電設備の活用や企業等との協定締結などにより、安定した電力確保体制の構築を図る。

予防対策

第1節 道路・橋梁

(区都市整備部・土木部、都建設局、首都高速道路)

1. 道路防災計画

(1) 道路防災計画

区内の道路は、国道 9,839m、都道 55,082m、区道 315,791mである。今後も良好な道路状況を保つため、計画的に整備工事を行っていく。

区内で都市計画道路となっているのは、国道、都道及び区道のうちの主要な道路であるが、令和7年3月31日現在の整備状況は、総延長約 95 kmのうち完成及び概成は約 89.9 km (94.7%)、事業中は約 2.2 km(2.3%)、未整備は約 2.8 km(3.0%)となっている。

都と特別区及び26市2町では、平成27年度に「東京における都市計画道路の整備方針」(第四次事業化計画)を策定し、平成28年度から令和7年度の10年間に優先的に整備すべき路線として320区間、延長約226kmが選定された。本区の対象路線は、放射31号線(新大橋通り)、放射32号線(四ツ目通り)、補助144号線(新砂～夢の島)の3路線及び補助199号線に架かる浜園橋、蛤橋の2橋で、延長は3.1kmである。

現在区内で事業中の路線は、以下のとおりである。

	延長(m)	幅員(m)	事業期間(予定)
環状3号線支線1・2号 塩浜二丁目～枝川二丁目	350	36～40	平成8年度 ～令和14年度
放射16号線・補助116号線 南砂二丁目～新砂三丁目	545 390	30～35 25～30	平成12年度 ～令和8年度
放射32号線 東陽三丁目～東陽五丁目	470	27	平成19年度 ～令和7年度
補助144号線 東砂五丁目～東砂六丁目	385	20	平成27年度 ～令和11年度

(2) 道路付帯施設整備計画

道路の排水施設は、道路冠水、滞水を防ぎ宅地内への浸水を未然に防ぐために重要であるため、区道の改修整備と合わせ、排水施設の整備も行っている。

また道路の付属物(ガードレール、街路樹、街路灯、標識等)については、交通安全、防火、防犯等必要な箇所を中心に整備を進めている。

【区内の道路現況】

種 別	舗装道		舗装率	
	延長m	面積㎡	延長%	面積%
国 道	9,839	371,071	100	100
都 道 (一般道路)	55,082	1,736,316	100	100
都 道 (自動車専用道路)	16,899	565,664	100	100
区 道	315,791	3,096,141	100	100
計	397,611	5,769,192	100	100

(3) 細街路拡幅整備計画

震災や火災などの非常時における避難路の確保、消防・救助活動等の円滑化を図るため、幅員4mに満たない狭い道路（細街路）を4mに拡幅する事業を推進する。

全体計画	6年度末現況	年度別計画				令和11年度末 計画
		7年度	8年度	9年度	10年度	
拡幅整備 延長	22,922m	1,000m	1,000m	1,000m	1,000m	27,922m

(4) 道路の無電柱化

区道では、管理道路延長315,791mのうち、24,846mで道路の無電柱化の整備を完了している。現在は、仙台堀川公園周辺路線及び江東運転免許試験場前の無電柱化事業に着手している。

また令和2年3月、無電柱化事業をさらに推進するため、「江東区無電柱化推進計画」を策定した。本計画では、無電柱化の基本的な方針や具体的な整備路線、整備目標を定めており、より一層の無電柱化の推進に取り組む。

(2) 耐震性と施設の安全対策

- ① 首都高速道路株式会社東京東局の構造物は、「橋、高架の道路等の新設及び補強に係る当面の措置について」（建設省道路局：平成7年5月）や、これを踏まえて改訂された「橋、高架の道路等の技術基準について」（建設省道路局長、都市局長通達：平成8年11月）に従い、地質、構造等の状況に応じ、阪神・淡路大震災クラス的地震に対しても落橋や倒壊を生じないように、高架橋の安全性を向上する対策を実施している。
- ② トンネル、高架橋等には、非常口を整備し、災害時においても、利用者がこれらの非常口から安全に脱出できるよう安全性を確保している。
- ③ 阪神・淡路大震災における高架橋等の被害状況を踏まえ、「橋、高架の道路等の技術基準について」等に基づき、阪神・淡路大震災クラス的地震に対しても落橋や倒壊を生じないように、高架橋の安全性を向上する対策を実施し、おおむね終了した。
- ④ その他、利用者の安全対策等地震防災対策のより一層の向上充実を図る。
- ⑤ 災害に備え、道路構造物等について常時点検を行う。
- ⑥ 「橋、高架の道路等の技術基準について」等に基づき、落橋防止システム及び支承部構造の安全性を向上させる対策を実施し、おおむね終了している。
- ⑦ 具体的には、鋼製支承を性能の優れたゴム支承に取り替える事業を実施している。
- ⑧ なお、橋脚の耐震対策（橋脚を鋼板巻き立て等で補強）は平成10年度、地盤流動化対策（鋼管矢板壁工法）は平成11年度をもって完了している。
- ⑨ 道路構造物、管理施設等の常時点検を行う。
- ⑩ 災害時における情報収集・伝達等に必要な通信施設等の常時点検を行う。
- ⑪ 震災時において災害応急対策措置等を迅速・的確にできるよう総合的かつ実践的な訓練を関係機関と連携しつつ実施する。

ア. 実施時期・回数：年1回以上

イ. 訓練項目：初動対応訓練、情報受伝達訓練、災害対策本部運営訓練、応急対策訓練、避難誘導訓練、その他訓練

3. 橋梁防災計画

区の管理橋梁は別表のとおり81橋であるが、老朽化や阪神・淡路大震災以降の設計基準の大幅な改定によって現行の基準を満たさない橋梁があり、区は、これらの橋梁の機能を確保するため、架替・改修工事を進めているところである。

また、阪神・淡路大震災クラスの大地震による橋桁の外れ等の橋梁被害を防ぎ、避難路を確保するため、落橋防止システムの設置を緊急に事業化し、全ての管理橋梁に対して、順次耐震補強工事を実施した。（平成25年度事業完了）

【区内の橋梁現況】

種 別	鉄 橋	混合橋	コンクリート橋	計	延長 m	面 積 m ²	歩道橋
国 道	6	0	0	6	8,307.6	94,309.4	5
都 道	34	4	1	39	6,755.5	142,396.1	30
都 港 湾 局	10	0	0	10	4,646.2	109,745.8	0
都 都 市 整 備 局	3	0	0	3	449.7	15,843.0	0
都 市 再 生 機 構	0	0	0	0	0	0	1
区 道	78	0	3	81	4,807.7	65,259.8	4
計	131	4	4	139	24,966.7	427,554.1	40

※ 2区に架かる橋梁については、行政順位における先の区にて計上。

第2節 鉄道等交通施設

(東京地下鉄、都交通局、東武鉄道、東京臨海高速鉄道、ゆりかもめ、都総務局)

1. 東京地下鉄施設防災計画

(1) 計画方針

地震、豪雨、洪水等による被害の未然防止を図るとともに、災害が発生した場合は、被害の迅速かつ的確な復旧を図り、輸送の安全確保に努めるものとする。

(2) 施設の現況

東京地下鉄の路線は、銀座線、丸ノ内線、日比谷線、東西線、千代田線、有楽町線、半蔵門線、南北線及び副都心線があり、営業キロ 195.0 kmである。

区内の駅数は9駅(門前仲町、木場、東陽町、南砂町、豊洲、辰巳、新木場、住吉、清澄白河)あり、1日平均約81万人の乗降客がある。

(3) 災害予防計画

第1 防災体制の確立

営業路線における防災施設を検討し、所要の改善方策を講ずるとともに防災体制を確立する。

第2 構造物の耐震性

主要構造物の設計基準は、原則として気象庁震度階級の震度6相当の地震まで耐え得るよう考慮してあるが、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、同等クラスの地震にも崩壊することがないようにする。

既設構造物においては、上記の耐震性が得られるよう必要な補強工事を推進している。

第3 建築施設等の耐震性

地上建築物は、法規で定められた構造、強度基準で設計、構造してある。また、変電所設備用鉄構は、水平震度0.3(震度階級6程度)で建造してある。

第4 排水施設

トンネル内の排水については、約750mに1か所の割合でポンプ室を設置し、それぞれ毎分1～1.5tの排水が可能なポンプ3台を配備してある。

第5 浸水対策

豪雨、洪水等による地下鉄道への浸水防止のため、江東地区のトンネルには通風口を設けず、換気塔により強制換気を行い、駅出入口については、路面より1段以上階段を高くし、さらに止水板により浸水を防止する。また、万一の場合を考慮して、この地区の各駅には、防潮扉を設け、浸水に対処している。

第6 車両の防火対策

車両の構体は、金属性で不燃性のものを、シートその他は難燃性以上の判定を受けたものを使用している。また、各車両には消火器を備え付けてある。

第7 停電対策

多系統から電力供給を受けているので、全ての系統の供給が停止するという事態以外は、駅及びトンネル内が長時間停電することはない。しかし、万一に備えて、駅では蓄電池を電源とする非常灯と誘導灯を設置しているほか、列車も蓄電池により点灯するようになっている。

さらに、非常用発電設備により、防災設備に給電できるようになっている。

2. 東京都交通局都営地下鉄施設防災計画

(1) 計画方針

災害による被害を未然に防止するために様々な対策を行うとともに、災害が発生した場合は、迅速かつ的確に被害の復旧を図り、輸送の安全確保に努めるものとする。

(2) 施設の現況

都営地下鉄の路線は、浅草線、三田線、新宿線、大江戸線の4線があり、営業キロは109 kmである。そのうち区内の駅は、新宿線の森下、住吉、西大島、大島、東大島及び大江戸線の森下、清澄白河、門前仲町の8駅がある。7駅は隧道部の駅で、東大島駅のみ地上駅となっている。

(3) 災害予防計画

第1 防災体制の確立

営業路線における防災施設を検討し、所要の改善方策を講ずるとともに防災体制を確立する。

第2 構造物の耐震性

地下鉄の箱型トンネル及びシールドトンネルは、十分耐震性を考慮した設計、構造となっているので、関東大震災級相当の地震にも耐えられるよう考慮してある。

第3 建築施設等の耐震性

地下鉄構築物は、法規で定められた構造、強度基準で設計、構造してある。また、変電所設備用鉄構は、水平震度0.3(震度階級6程度)で建造してある。

第4 排水施設

トンネル内の排水については、駅及び駅中間の必要な箇所にポンプ室を設置し、それぞれ毎分1～2 tの排水が可能なポンプ2～3台を配備してある。

第5 浸水対策

豪雨、洪水等による地下鉄への浸水防止のため、江東地区のトンネルには通風口を設けず換気塔により強制換気を行っている。

また、地下部の駅出入口では、万が一の場合を考慮して、止水板及び防水扉を設けている。

第6 車両の防火対策

車両の構体は、金属性で不燃性のものを、シートその他は難燃性以上の判定を受けたものを使用している。また、各車両には消火器を備え付けてある。

第7 停電対策

多系統から電力供給を受けているので、全ての系統の供給が停電するという事態以外は、駅及びトンネル内が長時間停電することはない。また、全系統の供給が停電になっても、防災設備の電源は非常用発電機及びバッテリーによる無停電方式となっている。

3. 東武鉄道施設防災計画

(1) 計画方針

災害の未然防止と災害による被害を最小限に留めるため諸施設の改善、整備に努めるとともに、災害が発生した場合は、被害を安全かつ迅速に復旧を図り、輸送の安全確保を期するものとする。

(2) 施設の現況

- ① 区内の営業キロは約1 kmで、駅数は2駅(亀戸駅・亀戸水神駅)である。
- ② 各施設については、十分な耐震性を考慮して、設計・施工されているが、老朽化等による耐震性の低下を考慮し、毎年調査を行い必要に応じて補修及び改良工事を実施している。

(3) 災害予防

- ① 輸送の確保及び車両・建築物等の防災設備を充実し、災害による被害を最小限に食い止め、また、人的被害を防止すべく自衛災害対策組織を設け駅長の指示により安全確保と混乱の防止を図る。
- ② 旅客の避難誘導及び救護に当たっては、自衛消防計画により旅客の救出避難に当たる。

(4) 計画目標

計画の目標を達成するため、輸送施設等の整備を図るとともに教育訓練の充実により、災害に対処する。

4. 東京臨海高速鉄道施設防災計画

(1) 計画方針

地震災害を未然に防止するため、大地震による被害実態を検討し、被害想定 of 明確化により、輸送施設の改善・整備を図るとともに、各部署が連絡を密にして、迅速に救急・復旧体制を確立し、輸送の安全確保に努めるものとする。

(2) 施設の現況

りんかい線は、延長約12.2 kmであり、そのうち区内5.8 kmには、新木場、東雲(地上駅2駅)、国際展示場、東京テレポート(地下駅2駅)の4駅があるほか、変電所設備1か所、換気立坑1か所及び排水設備1か所がある。

(3) 災害予防計画

第1 建造物の耐震性

線路建造物の耐震設計は、旧日本鉄道建設公団の建造物設計標準、耐震設計指針等に基づき関東大震災級規模の地震に耐え得る構造としている。さらに、阪神・淡路大震災級規模の直下型地震の検討を行い、橋脚、トンネル中柱等の補強工事を行っている。

また、臨海副都心地域など、地震時に液状化が予測される地域では、液状化の判定結果に基づき地盤改良を行い、基礎杭については支持層まで打ち込む等の対策を行っている。

第2 建築施設等の耐震性

駅舎、変電所等の建築物については、建築基準法に基づき設計しており、水平震度 0.2 に耐えられる構造としている。

また、液状化のおそれのある地域の建築物については、液状化の判定を行うとともに、基礎杭を支持層まで打ち込む等の対応をしている。

第3 排水施設

区内の排水設備は、東臨トンネル入口(新木場起点 2,820m)に設備されている。

各ポンプ室には、出水量に見合った排水能力のポンプ(3台)を設置し、自動交互運転を行っている。

第4 浸水対策

地下駅の出入口は、立地上高潮水位以上の地に設置しており、東京都が想定する津波等には十分対応できるが、局所的な出水、事故に対し、土のう等で対処する。

第5 車両の防火対策

車両の構体は、金属製で不燃性のものを、シートその他は難燃性以上の判定を受けたものを使用している。また、各車両には消火器を備え付けてある。

第6 停電対策

東京電力グループから2回線で受電しており、2回線全てが停電した場合、地下駅においては、非常用発電機から防災設備に給電できるようになっている。また、全駅において蓄電池を設置し、非常照明と誘導灯に給電することができる。さらに、列車の照明においても車両に設置している蓄電池により点灯することができる。

5. ゆりかもめ施設防災計画

(1) 計画方針

地震被害による被害を最小限に留めるため、輸送施設の改善、整備を図るとともに、災害が発生した場合は、迅速に救急・復旧態勢を確立して、輸送の安全確保に努めることとする。

(2) 施設の現況

- ① ゆりかもめの営業キロは現在 14.7km であるが、そのうちの約 43% に当たる 6.3km が区内を走行し、駅数は 9 駅(東京国際クルーズターミナル、テレコムセンター、青海、東京ビッグサイト、有明、有明テニスの森、市場前、新豊洲、豊洲)で、全駅乗降人員の約 50.6%、一日平均約 11.5 万人余りの乗降客が利用している。
- ② 各施設は、関東大震災級の規模の耐震性を考慮して設計・施工されている。

(3) 災害予防計画

第1 防災態勢の確立

営業路線における防災施設を検討し、所要の改善方策を講ずるとともに防災態勢を確立する。

第2 建造物の耐震性

主要建造物の設計は、関東大震災級の規模まで耐え得るよう考慮してあるが、阪神・淡路大震災級の規模の直下型地震においても限定的な損傷に留めるように、橋脚部分の補強工事と桁間連結装置の補強工事を行った。

第3 車両の防火対策

車両の構体は、金属性で不燃性のものであり、シート等は難燃性のものを使用している。また、各車両には消火器を備えている。

第4 駅の防災対策

駅舎及び各ホームには、火災報知器、通信設備、消火栓、消火器等を備えている。

第5 停電対策

電力会社からは 2 回線で受電しており、この全てが断たれた場合は、本社屋にある非常用発電機で防災設備と架線に給電することができるようになっている。

第3節 河川・港湾施設等

(区土木部、都建設局・港湾局)

資機(器)材の備蓄、設備・施設の整備等により、災害を予防するとともに、災害時に対応できる体制を整える。

- 土のう等、水防資機(器)材を備蓄する。
- 水防管理団体は、管内における水防活動を十分に行うことができるよう、水防資機(器)材及び施設の整備並びに輸送の確保に努める。
- 水防管理団体は、管内の水防活動に直ちに対応できるよう、車両等の確保、輸送経路等を確認しておく。

第4節 緊急輸送ネットワークの整備

(区総務部、都建設局、荒川下流河川事務所)

荒川下流河川事務所は災害時における緊急用輸送路として緊急用河川敷道路を区内荒川高水敷に整備している。

- 江東区新砂及び江戸川区小松川に緊急用船着場を設置済み

都は、震災時の緊急輸送を円滑に行うため、指定拠点を含め、緊急輸送ネットワークを整備している。

区では、本庁舎や保健所などが指定されており、この中で輸送路の多ルート化を図る。

(資料編その1 P.資1-101 I-28「緊急輸送道路により連絡する防災拠点一覧」参照)

また、区が管理する防災船着場について、少なくとも船着場の位置が水上から確認できる程度の照度を確保していくとともに、災害時に商用電源が使えない事態も想定し、投光器等により照明を確保する。

第5節 水道

(都水道局東部第一支所)

1. 計画方針

災害によるライフライン施設への被害は、社会、経済活動及び住民生活に非常に大きな影響を及ぼすばかりでなく、災害時の避難、救護などの応急活動に支障をきたすことになる。

このため、ライフライン施設は万全の防災対策をとることにより、被害を最小限に留める。

2. 上水道施設防災計画

(1) 基本方針

水道施設の耐震化や耐震継手管への取替えの推進を図るとともに、バックアップ機能を強化する。

(2) 事業計画

第1 水道施設の耐震化の着実な推進

震災時における水道施設の被害を最小限にとどめ、給水を可能な限り確保するため、浄水場や給水所等の施設の耐震化を着実に進めていく。

第2 耐震継手管への取替え

管路については、より効果的に震災時の断水被害を軽減できるよう、首都中枢・救急医療機関や災害拠点連携病院等への供給ルートの耐震継手化を完了するとともに、小学校・大学・高等学校・公民館等の避難所や主要な駅などの重要施設への供給ルートの耐震継手化を実施し、令和4年度末に概成した。今後は、都の被害想定で震災時の断水率が高い地域を取替優先地域と位置づけ、当該地域の耐震継手化を重点的に進める。

第3 バックアップ機能の更なる強化

震災などで浄水場等の機能が停止しても可能な限り給水できるよう、広域的な送水管のネットワーク化を進めていくとともに、給水所への送水管の二系統化を進めるなど、水道施設全体のより一層のバックアップ機能の強化を図っていく。

第4 自家用発電設備の新設・増強整備による電力の自立化

大規模停電時など、不測の事態が生じた場合でも安定給水を確保するため、浄水場等に自家用発電設備を新設・増強して電力の自立化を推進し、浄水処理及び配水ポンプ等の運転が継続できるようにしていく。

(3) 施設の現況

第1 給水所等施設

施設名	所在地	確保水量 (m ³)
豊住給水所	東陽6-1-8	13,300
亀戸給水所	亀戸2-6-50	20,000
江東給水所	新砂3-6-17	22,000
有明給水所	有明3-1-8	6,600
区立南砂三丁目公園内応急給水槽	南砂3-14-21	1,500
都立辰巳の森海浜公園内応急給水槽	辰巳2-1	1,500
都立大島小松川公園内応急給水槽	江戸川区小松川1-7	1,500

第2 配水管

東部第一支所管内(江東区・墨田区・江戸川区)
 (令和7年3月31日現在)

管種	延長 (m)
配水本管 (φ400 mm以上)	260,102.9
配水小管 (φ50～φ350 mm)	2,273,422.9

第6節 下水道

(都下水道局)

1. 基本方針

下水道局では、震災後においても下水道機能を確保するため、下水道管路施設、水再生センター及びポンプ所等の耐震化を進める。

2. 施設の状況

(1) 下水道管路施設

避難所や災害拠点病院などトイレ機能を確保するため、これらの施設から排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化を完了しており、さらに、ターミナル駅、国、都、区の庁舎など災害復旧の拠点となる施設のほかに、一時滞在施設や災害拠点連携病院を対象を拡大するとともに、地区内残留地区の耐震化を進めていく。

また、災害時の交通機能を確保するため、液状化の危険性の高い地域にある緊急輸送道路のマンホール浮上抑制対策を完了しており、さらに、避難所などと緊急輸送道路を結ぶ道路に加え、無電柱化している道路、緊急道路障害物除去路線を対象を拡大するとともに、地区内残留地区の道路についてもマンホール浮上抑制対策を進めていく。

(2) 水再生センター・ポンプ所等

想定される最大級の地震動に対し、区民生活を支える必要最低限の施設能力を確保するため、耐震対策を推進する。

また、停電時における非常用電源の確保や、断水時でも運転可能な無注水形ポンプの整備を進めている。

第7節 電気・ガス・通信等

(東京電力パワーグリッド、東京ガスグループ、NTT東日本)

1. 電気施設防災計画

(1) 耐震対策

架空送電設備：電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っている。

地中送電設備：終端接続箱・給油装置等は、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき、洞道は、「トンネル標準示方書（土木学会）」等に基づき設計を行っている。

変電設備：変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行っている。

架空配電設備：電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っている。

地中配電設備：地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計としている。

通信設備：電力保安通信規定に基づき耐震設計を行っている。

電力系統は、発電所から伸びる放射状の送電線からの電力供給を、首都圏の周囲に張り巡らせた二重三重の環状送電線で一旦受け止め、そこから網の目のようなネットワークを使い供給するように構成されている。

送電線は、変電所で接続変更できるようになっていることから、万一、一つの送電ルートが使用できなくなっても、別のルートから速やかに送電することができるようになっている。

(2) 整備計画

電力供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、送配電線の切替等によって、早期に停電が解消できるよう連携の強化を図る。

2. ガス施設防災計画

(1) 計画方針

ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に常に努力を傾注するとともに、防災対策の推進を図る。

(2) 施設の現況

第1 導 管

- ① 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針などにに基づき耐震性を考慮した設計を行う。既設設備はその重要度を考慮し、計画的に取替え又は補強等必要に応じた対策を講じる。
- ② 二次災害の発生を防止するため、低圧・中圧導管網をブロック化する。
- ③ 環状にループ化された高圧導管は、一定区分で分離できるように遮断装置を設置するとともに、緊急減圧するための放散塔を設置する。
- ④ 暴風雪・大雨等の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線・橋梁架管及び浸水のおそれのある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

第2 整圧器

二次災害を防止するため、低圧供給を行う整圧器には感震遮断・遠隔遮断装置を設置する。

第3 主要ガス設備

工場やガスホルダーをはじめ、地下街や高層ビルなどの大規模施設には、「緊急遮断装置」を設置する。

第4 顧客設備

需要家の建物内でのガス漏えいを防止するため、感震遮断機能を有するガスメーター(マイコンメーター)又は緊急遮断装置の設置を推進する。

第5 その他

1) 検知・警報設備

災害時等において、速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ整圧所等に次の設備を設置し、遠隔監視する。

- 地震センサー(S Iセンサー、液状化センサー)
- ガス漏れ警報設備
- 火災報知器
- 圧力計
- 流量計

2) 通信設備

災害時の情報連絡・指令・報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため無線通信設備等を整備する。

3) コンピュータ設備

災害に備え、コンピュータシステムやデータベース等のバックアップ対策を講ずる。

4) 自家発電設備等

常用電力の停電などにおいて防災業務設備の機能を維持するため、必要に応じて自家発電設備等の整備をする。

3. 電気通信設備等防災計画

(1) 基本方針

災害等が発生した場合において電気通信サービスを確保するため、次に掲げる事項を基本方針として、電気通信設備等の防災に関する計画を実施する。

- ① 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築する。
 - ア. 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行う。
 - イ. 暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行う。
 - ウ. 地震又は火災に備えて、電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を実施する。
- ② 通信ネットワークの一部が、他に重大な影響を及ぼさないよう通信網についてシステムとしての信頼性の向上を図る。
 - ア. 伝送路を多ルート構成とする。
 - イ. 中継交換機を分散設置する。
 - ウ. 大都市において、とう道(共同溝を含む)網を構築する。
 - エ. 通信ケーブルの地中化を推進する。
 - オ. 電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
- ③ 災害時に重要通信をそ通させるための通信手段を確保する。
 - ア. 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを確保する。
 - イ. 常時そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。
- ④ 災害を受けた通信設備の早期復旧に備える。
 - ア. 災害対策に関わる体制を確立し、対策要員のデータベースを整備するとともに、育成を図る。
 - イ. 災害対策用機器等を合理的に配置するとともに、対象設備に合わせて整備する。

- ウ. 伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成する。
- エ. グループ会社、通信建設会社等と連携を図る。

(2) 具体的施策

- ① 災害用伝言ダイヤル（171）及び、災害用伝言板（web171）の運用
- ② 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置
- ③ 広域停電時の公衆電話無料化
- ④ 重要通信の確保

詳細な内容は、本章 応急対策 第6節 3. 「通信設備応急対策計画」を参照のこと。

(3) 区内電話加入区域及び管内取扱支店電話収容区域一覧表

区内の通信設備の所管分類は次による。

支店名	収容区域（町丁別）		
東京東支店	新大橋1～3丁目	常盤1～2丁目	
	森下1～5丁目	高橋	
	猿江1～2丁目	住吉1～2丁目	毛利1～2丁目
	清澄1～3丁目	白河1～4丁目	
	三好1～4丁目	平野1～4丁目	
	冬木	富岡1～2丁目	
	深川1～2丁目	門前仲町1～2丁目	
	福住1～2丁目	佐賀1～2丁目	
	永代1～2丁目	牡丹1～3丁目	
	古石場1～3丁目	越中島1～3丁目	
	扇橋1～3丁目	石島	千田
	海辺	千石1～3丁目	
	東陽1～7丁目	木場1～6丁目	
	北砂1～7丁目	東砂1～8丁目	南砂1～7丁目
	新砂1～3丁目	塩浜1～2丁目	潮見1～2丁目
	枝川1～3丁目		
	大島1～9丁目	亀戸1～9丁目	
	東雲2丁目	有明1～4丁目	
	辰巳1～3丁目	新木場1～4丁目	
	10号～15号埋立地		
東京南支店	豊洲1～6丁目	東雲1丁目	

第8節 ライフライン復旧活動拠点の確保

(都水道局・下水道局、東京電力パワーグリッド、東京ガスグループ、NTT東日本)

ライフライン復旧のための活動拠点については、各事業者が自ら確保することを基本とするが、全国からの応援により人員・資機(器)材の数が膨大になる。都は、広域応援を受け入れるため、東京二十三区清掃一部事務組合の清掃工場21か所(区内：有明清掃工場、新江東清掃工場)を救出及び救助の活動拠点(ライフライン復旧活動拠点)として指定するとともに、若洲ゴルフリンクス及び白鬚東地区を候補地としてライフライン復旧活動拠点を確保し、災害時に活用する。

応急対策

第1節 道路・橋梁

(区土木部、都建設局、首都高速道路、
警視庁第一・第七方面本部、深川・城東・東京湾岸各警察署)

1. 計画方針

第一次・第二次交通規制の実施状況の把握、緊急通行車両等の確認、道路・橋梁の情報収集、緊急道路障害物除去等を行う。

道路の復旧等の応急活動を一体的に実施するため、都、防災関係機関及び関係団体等と連携し、相互に情報の共有化等を図るなど、各対策における円滑な調整に必要な体制を構築する。

- 震災初期における被害状況や通行可能道路の情報を収集する。
- 道路上の障害物の除去等を実施する。

2. 交通規制

大地震発生直後は、道路における危険を防止するとともに、人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車の円滑な通行を確保するための交通規制（第一次交通規制）を実施し、その後、災害応急対策を的確かつ円滑に行うための緊急交通路を確保する交通規制（第二次交通規制）に移行する。

(1) 都内に震度6弱以上の地震が発生した場合

第1 第一次交通規制（道路交通法）

大地震が発生した場合は、現場の警察官は命令を待つことなく、速やかに次の規制措置をとる(資料編その1 P.資 1-105 I-29-1 「大震災時における交通規制図 第一次交通規制(道路交通法)」参照)。

1) 環状七号線内側方向への一般車両の流入禁止

環状七号線内側の滞留車両の外側への流出を促すとともに、首都高速道路・高速自動車国道からの車両排出を容易にする。

環状七号線内側の道路を通行中の自動車(高速道路を降りた自動車を含む)は、速やかに駐車場など道路外の場所への移動や、環状七号線の外側への移動を促す。

2) 環状八号線内側方向への一般車両の流入抑制

環状八号線で都心方向への青信号の時間を短縮し、流入を抑制する。

3) 緊急自動車専用路の指定

次の路線を緊急自動車専用路に指定し、一般車両の通行を禁止する。

国道4号ほか（日光街道ほか）	国道17号ほか（白山通りほか）
国道20号（甲州街道ほか）	国道246号（青山通りほか）
都道8号ほか（目白通り）	都道405号ほか（外堀通りほか）
都道8号（新目白通り）	
首都高速道路・自動車専用道路・高速自動車国道	

第2 第二次交通規制（災害対策基本法）

被災地域・被災状況等の実態に応じた交通規制を実施する。この場合、第一次交通規制において実施中の規制は、状況に応じ、その一部を変更又は解除する（資料編その1 P. 資1-106 I-29-2「大震災時における交通規制図 第二次交通規制（災害対策基本法）」参照）。

1) 緊急交通路の優先指定

上記の緊急自動車専用路を優先的に緊急交通路に指定する。

緊急交通路では、災害応急対策に従事する車両（緊急自動車及び災害対策基本法に基づく標章を掲示している車両）以外の通行を禁止する。

2) その他の緊急交通路の指定

被害状況を踏まえ、必要に応じて下記の路線を緊急交通路として指定する。

国道1号 （永代通り）	国道6号 （水戸街道ほか）	国道14号 （京葉道路）	国道15号 （第一京浜ほか）
国道1号 （第二京浜ほか）			
国道17号 （新大宮バイパス）	国道122号 （北本通りほか）	国道254号 （川越街道ほか）	国道357号 （湾岸道路）
都道2号 （中原街道）	都道4号ほか （青梅街道ほか）	都道7号ほか （井の頭通りほか）	都道312号 （目黒通り）
		都道7号 （睦橋通り）	
都道315号 （蔵前橋通りほか）	国道16号 （東京環状ほか）	国道20号 （日野バイパスほか）	国道139号 （旧青梅街道）
	国道16号 （東京環状）		
	国道16号 （大和バイパスほか）		

国道 246 号 (大和厚木バイパス)	都道 9 号 (稲城大橋通ほか)	都道 14 号 (東八道路)	都道 15 号 (小金井街道)
都道 17 号 (府中街道ほか)	都道 18 号 (鎌倉街道ほか)	都道 20 号ほか (川崎街道)	都道 29 号ほか (新奥多摩街道ほか)
都道 43 号ほか (芋窪街道ほか)	都道 47 号 (町田街道)	都道 51 号 (町田厚木線)	都道 59 号 (八王子武蔵村山線)
都道 121 号 (三鷹通り)	都道 153 号 (中央南北線ほか)	都道 158 号 (多摩ニュータウン通 り)	都道 169 号ほか (新滝山街道ほか)
都道 173 号 (北野街道)	都道 248 号ほか (新小金井街道)	都道 256 号 (甲州街道)	

(2) 都内に震度 5 強の地震が発生した場合

都心部における交通混乱を回避するため、必要に応じて、環状七号線内側への一般車両の流入を禁止し、かつ、環状八号線内側への一般車両の流入を抑制する。

(3) 緊急物資輸送路線の指定

避難、救助、消火等の初期活動が一段落したところで、緊急交通路の中から緊急物資輸送のための路線を指定する。

(4) 緊急通行車両等の確認事務等

警察署長及び交通機動隊長は、警察署、隊本部、緊急交通路の起・終点、交通要点、都県境直近の交差点に設ける交通検問所等において、緊急通行車両等の確認事務及び交通規制から除外すべき車両の認定事務を行う。

(5) 広報活動

① 報道機関への広報要請

新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対して、運転者や一般家庭に向けた避難時の車利用抑制や交通規制への協力呼びかけ等についての広報要請を行う。

② 運転者等に対する広報

現場の警察官は、交通規制の実施について、サインカー、パトカー、白バイ、広報車等による現場広報を行うとともに、運転者のとるべき措置について広報を行う(資料編その 1 P.資 1-107 I-29-3 「運転者の取るべき措置(警視庁)」参照)。

3. 首都高速道路応急対策計画

(1) 情報連絡窓口

災害時の情報連絡窓口は次のとおりとする。

自治体名	窓 口	電 話 番 号
江 東 区	東京東局保全管理課 東京東局交通管制室	(5640) 4854 (5640) 4800

(2) 災害時における体制

地震による災害が発生したときは、緊急体制又は非常体制のうち、災害の種類及びその程度に応じた適切な規模及び内容の体制をとり、速やかな役職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な措置を講ずる。

(3) 災害応急対策

地震による災害が発生したときは、利用者の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速道路等の機能回復を図る。

- ① 大地震が発生したときは、首都高速道路は一般車両の通行が禁止され、消防その他の緊急車両の通行に利用されるため、管理局は警察が実施する交通規制に協力し、かつ規制状況等を利用者に広報する。
- ② 利用者の被災の状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努める。
- ③ 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。
- ④ 工事の箇所については、その被災状況に応じて必要な措置を講ずる。

4. 緊急道路障害物除去

災害時には、道路上に落下物、倒壊した電柱、家屋及び放置された自動車などの障害物が散乱し、また、道路の陥没や亀裂などにより、被災者の救援救護活動はもちろん緊急物資の輸送に支障をきたすおそれがある。

このため、国、都及び区は、災害時における救援救護に必要な緊急車両の走行帯の確保を図るため、避難所や救急医療機関に接続する路線等を緊急道路障害物除去路線として選定し、これらの道路上の障害物の除去や亀裂などの応急措置を他の道路に先駆けて行うこととする。

(1) 作業の内容

- ① 落下物、倒壊物、放置された自動車等によって生じた路上障害物を除去し、救援活動のための車両の走行帯(原則として一車線)を確保する。
- ② 陥没、亀裂等の舗装破損は、自動車走行に支障のないよう速やかに応急措置を行う。

(2) 作業の実施分担

- ① 各実施機関は、緊急道路障害物除去(道路啓開)作業に当たっては連絡を密にし、迅速に実施するとともに、被害の状況に応じて優先順位を定め、作業の効率化を図るものとする。
- ② 都が分担する緊急輸送道路の道路障害物除去作業については、「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「協力承諾書」に基づき、協力業者が実施する。
- ③ 区が選定した緊急道路障害物除去路線については、江東区防災協力連合会及び協力業者との協定「災害時の応急対策活動に関する協定」に基づき、委託実施する。

(3) 資機(器)材の整備

都建設局及び区は、協力業者が災害時に使用できる建設機械等の把握を行うなど、平素から資機(器)材の確保に努める。

5. 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

災害対策基本法の一部改正(平成26年11月21日)に伴い、国、都及び区の各道路管理者は、必要に応じ緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対し移動を命令するほか、運転者の不在時等は、道路管理者自らが車両を移動する。

第2節 鉄道等交通施設

(JR東日本、東京地下鉄、都交通局、東武鉄道、東京臨海高速鉄道、ゆりかもめ)

1. JR施設応急対策計画

(1) 基本方針

震災が発生したときは区内各駅における旅客公衆の生命財産の安全確保を優先するとともに、駅財産の保護を図るため、社員が一致協力して被害の拡大を防止する。

(2) 列車の運転

強い地震が発生した場合は、東京圏輸送管理システム(ATOS)指令等により全列車の運転中止及び速度規制を実施する。

(3) 避難場所

震災が発生したときは、都・区指定の避難場所へ一時誘導する。

(4) 避難路

避難場所への通路は、初動対応マニュアルに定める避難経路へ誘導する。

(5) 二次災害防止

- ① 強い地震を感じたときは、社員は失火防止に万全の注意を払わなければならない。
- ② 万一、失火を発見したときは、備えつけの消火器又は消火用水を使用して消火に努めなければならない。

(6) 非常持出

震災を被ったときは、駅指定の非常持出品の他は持ち出さないようにし、不用意に持ち出した物品のために通路を妨げることをしないように心がける。また、応急救護品、災害用物品等は、いつでも持ち出せる用意をしておく。

(7) 教育

震災発生時の二次災害を防止するため、社員は次の諸点を平生心がけるとともに、必要により訓練を行うものとする。

- ① 地震は突発的に発生し、広範囲にわたる場合が多いので、被害者の救出、避難誘導等、冷静に、秩序ある行動をとれるよう相互に協力し合うよう訓練に努め、自身の安全のため勝手な行動をとらないようにする。
- ② 各職場の責任者の指揮に従い、それぞれが定められた防災組織の一員として活動すること。
- ③ 高所からの落下物を防止するため、室内を整理整頓しておくこと。また、調度用品は安定した位置に置くようにする。
- ④ 通路に物品を置き去りにしないこと。
- ⑤ 地震を感じ、火を使っている時は、揺れが収まってから慌てず火の始末をする。
- ⑥ 屋外に避難しやすい地点にいる場合は屋外へ避難し、屋外へ避難し難いときは、堅固な調度品に身を寄せて主震動が収まるのを待つ(主震動<約1分>が、経過した後は直接の危険はないので落ち着いて行動する)。

(8) 勤務時間外の社員の行動

- ① 地震を感知したら、テレビなどのマスコミ報道によって震度を確認する。
- ② 震度6弱以上のときは、あらかじめ指定された箇所まで自主的に非常参集する。

2. 東京地下鉄施設応急対策計画

(1) 基本計画

第1 活動態勢

風水害及び震災が発生した場合は、災害対策本部を設置し、当社の全機能を挙げて旅客の安全確保に当たる。

第2 通信連絡態勢

通信連絡態勢については、別に定める通信連絡態勢による。

第3 応急資機（器）材の確保

応急資機（器）材については、必要量を各現業機関に常時確保している。

(2) 初動措置計画

第1 列車の措置

- ① 総合指令所は、強い地震が発生し、地震警報装置又は早期地震警報システムに地震警報の表示があった場合は、直ちに一齐発車待ち装置及び無線装置により、全列車を一旦停止させたのち、地震警報に応じた運転規制を行う。
- ② 乗務員は列車運転中、異常な動揺、線路の蛇行又は架線の動揺等により地震を感知し、危険と認めた場合又は総合指令所から緊急停止の指令があった場合は、直ちに列車を停止させたのち、総合指令所に状況を報告し、列車の進退について指示を受ける。

第2 駅の措置

駅社員は、旅客の安全を第一とし、沈着冷静な判断と的確迅速な行動により、旅客の安全退避に努める。

第3 火災発生の措置

火災が発生した場合は、消防・警察署へ通報するとともに、初期消火によりその他の施設への延焼を防止する。また、火災の状況によっては、旅客の避難の誘導に努める。

第4 停電の措置

- ① 駅構内停電の場合には、予備電源を付置した非常灯、誘導灯が蓄電池に切り替わり、非常灯は1時間、誘導灯は20分以上点灯する。また、携帯用の照明灯、合図灯、懐中電灯を常備しており、これらにより避難誘導に努める。
- ② 列車内停電の場合には、自動的に列車積載の蓄電池に切り替わり、照度2～5ルクスで1時間程度予備灯を点灯させ、旅客の混乱防止に努める。

(3) 旅客に対する避難誘導計画

駅務管区長は、正確な情報判断のもとに社員を指揮して、次により旅客の避難誘導に当たる。

この場合、高齢者、小児等単独で避難することが困難な旅客に対しては、他の旅客の協力を得るとともに、負傷のため単独避難が不可能な旅客に対しては、構内の安全な場所に一時退避させる。

第1 地下よりも地上が安全と認めるとき

あらかじめ指定を受けた避難場所を放送で徹底し、その方向の出口へ誘導する。

第2 地上よりも地下が安全と認めるとき

被害の少ない最も安全な場所へ誘導する。この場合、浸水の危険を考慮して、地上への避難が有利な場所を選定して誘導する。

3. 都営バス施設応急対策計画

(1) 活動方針

第1 風水害等

風水害の発生が想定される場合は、速やかに非常配備態勢をとり、交通局危機管理対策計画に基づき、被害を最小限に防止するとともに、速やかに災害の復旧に当たる。

第2 震災

震災発生の場合は、直ちに非常配備態勢をとり、交通局危機管理対策計画に基づき、被害を最小限に防止するとともに、速やかに災害の復旧に当たる。

(2) 応急対策

第1 風水害等

- ① 被害が予想される地区は、特に局本部並びに近接営業所との相互連絡を密にし、また所内担当者全員に状況を周知し、車両等の浸水防止に万全を期す。
- ② 被災の危険が予想される場合は、状況に応じて車両等を安全な場所に退避させる。

第2 震災

乗務員はバスを運転中に地震が発生し、運行が不能となった場合は、乗客の安全をまず考慮し、震災時における対応マニュアルに基づき直ちに運転を中止し、乗客の安全の確保に努める。

4. 都営地下鉄施設応急対策計画

(1) 基本方針

震災発生の場合は、直ちに非常配備態勢をとり、交通局危機管理対策計画等に基づき、被害を最小限に防止するとともに、速やかに復旧に当たる。

また、首都直下地震発生時、利用者を一時的に駅構内で保護するために必要な物資(飲料水、防寒用ブランケット、簡易マット、簡易トイレ、携帯トイレ、簡易ライト等)を交通局が管理する都営地下鉄全101駅に配備し、利用者の保護を行う。

(2) 応急対策

- ① 総合指令所等に設置してある地震計が震度5弱以上を感知したとき、総合指令所長は直ちに全線に対して運転中止の指令をするとともに、災害情報を収集し、電車部長及び関係所属長へ通報する。
その後、運転開始に当たっては、関係各所長と相互の連絡を密にし、駅務管区長及び保守担当管理所長からの震災箇所点検確認報告に基づき、安全確認後、運転規制を解除する。
- ② ずい道内の震災等非常対策として、路線の状態を把握し、駅間の連絡を密にする。
また、ずい道内に浸水のおそれがある場合は、浜町駅及び森下駅にあるずい道内の防水扉を閉扉する。
- ③ 全線運転中止の場合は、直ちに関係連絡社線に連絡するとともに、振替輸送を実施し、旅客輸送の確保に努める。また、一部運転中止が生じたときは、直ちに折返し運転計画により、旅客輸送に万全を期する。
- ④ 列車が駅間に停止し、運転不能となった場合は、直ちに最寄駅より救援を出して旅客の避難誘導に当たり、安全の確保に努める。
- ⑤ 乗務員は、列車を運転中に強い地震を感知し、列車の運転をすることが危険と認められた場合、又は列車無線により運転中止の指令を受けたときは、次の取扱いをする。
 - ア. 駅に停車中のときは、出発を見合わせて、駅長の指示に従う。
 - イ. 走行中のときは、前途の支障の有無に注意して、速度を節制の上、次駅までの走行に努める。
 - ウ. 駅間に停止したときは、状況を判断して運輸指令所に連絡し、乗客の安全確保に努める。
- ⑥ 駅長は、地震を感知し、列車を運転することが危険と認められた場合、又は運転中止の規制が実施された場合は、列車の出発を見合わせるとともに、状況により旅客の避難誘導に当たり、安全の確保に努める。

5. 東武鉄道施設応急対策計画

(1) 活動方針

非常災害に際しては人命尊重・安全確保を第一とし、その被害を最小限にとどめ、輸送を確保することが最も大切なことである。したがって、各職場においては平素から災害の予防はもちろん、災害発生の場合の応急対策を事前に樹立し、関係者に周知徹底する。

(2) 応急対策

災害時における活動組織の編成は、次のとおりである。

① 災害対策本部(本社)

災害対策本部長は、防災対策協議会の委員長がこれに当たり、必要な委員を対策委

員に指名して常駐させ、災害復旧の計画、指揮を行う。

② 現地対策本部(災害現場)

災害現場付近には、鉄道運転事故応急処理手続により、現地対策本部を設置して復旧に努める。

③ 駅区場の体制

駅区場には、防災組織が編成又は組織化され、有事に備えている。

第1 列車の運転体制

強い地震を感知又は報告を受け、列車運転に危険と認めたときは、指令電話(又は情報無線機を活用)により、列車運転見合せを指令する。また、運転士が強い地震を感じたときは、安全な位置に停止し、異常がないときは、25 km/h 以下の速度で注意運転する。

第2 旅客に対する避難誘導

- ① 駅長は、震動が静まったとき、放送設備(連絡員を含む)等により、旅客の動揺制止、構内設備損傷状況の把握に努める。なお、負傷者がある場合は、救出・救護等臨機の処置をする。また、駅における旅客の避難誘導は旅客の安全確保を第一とし、沉着冷静な判断と的確な行動により適切、機敏な旅客誘導を図る。
- ② 列車乗客の避難誘導は乗客の安全確保を第一とし、状況に応じて適切、機敏に乗客の不安除去に努め混乱防止を図るとともに、最寄駅に状況を知らせて、その指示を受ける。

6. 東京臨海高速鉄道施設応急対策計画

(1) 基本計画

第1 活動体制

災害が発生した場合は、災害対策本部を設置し、全機能を挙げて旅客の安全確保に当たる。また、被災地において非常措置、応急復旧を行う場合は、必要により現地対策本部を設置する。

第2 通信連絡体制

通信連絡体制については、別に定める通信連絡体制による。

第3 応急資機(器)材の確保

応急資機(器)材については、必要量を各事業所に常時確保している。

(2) 初動措置計画

第1 列車の措置

1) 運輸指令室長の取扱い

<運転規制>

① 相当震度3以下（59ガル以下）の場合

特に運転規制は行わない。

② 相当震度4（60～99ガル）の場合

直ちに全列車停止を指示し、その後、全列車に対し 25 km/h 以下の徐行運転を指示する。

③ 相当震度5以上（100ガル以上）の場合

直ちに全列車停止を指示する。その後の取扱いは、別に定める取扱事項による。

2) 列車乗務員の取扱い

<列車走行中に地震に遭遇した場合>

① 乗務員は、列車運転中震動、線路の蛇行又は架線の動揺等により地震を感知し、危険と認めた場合又は運輸指令長から緊急停止の指示のあった場合は、直ちに列車を停止させる。この場合、停止した箇所が危険のおそれがあると認めるときは、進路の安全を確かめた上、安全と思われる箇所まで移動する。

② 乗務員は列車を停止させたときは、相互に打合わせた上、その状況（停止の地点、列車被害、旅客の状況、運転継続の可否、線路構造物の被害状況、二次災害の発生危険、救護及び列車防護措置の要否その他必要事項）を運輸指令室長に報告し、列車の進退について指示を受ける。

第2 駅の措置

地震が発生した場合は、旅客の安全確保を第一とし、円滑な旅客誘導を図る。

第3 トンネル内に浸水した場合の措置

トンネル内の浸水により、列車の運転に支障のおそれがあると認められたときには、次の取扱いを行うものとする。

1) 駅における行動

駅長は、運輸指令室長に報告し、その指示により乗客を駅に下車させ、安全な箇所へ誘導するとともに、列車を浸水のおそれのない箇所へ回送する手配を行う。

2) 列車における行動

運転士は、運転の途中であるときは列車を停止させ、その状況を運輸指令室長に報告し、指示を受ける。

第4 火災発生の際の措置

火災が発生した場合は、直ちに消防署に通報、列車の通過、停止手配、旅客の誘導、出札停止等を実施し、旅客を安全な場所に避難させる。

第5 強風の場合の措置

- ① 運輸指令室長は、風速 25m/s 以上を観測した場合、又は列車の運転が危険であると認められた時、区間を定めて、必要により速度規制又は列車の運転を一時見合わせる。
- ② 運輸指令室長は、風速 30m/s 以上になった場合は、区間を定めて列車の運転を中止する。

第6 停電の措置

各駅には非常灯、誘導灯を建築基準法、消防法その他関係法令に定められた基準により設備し、停電した場合はそれぞれ蓄電池又は非常電源に切り替わり、非常灯は1ルクス以上の照度で30分以上、誘導灯は20分以上点灯する。また、携帯用の照明灯、合図灯を常備し活用する。

(3) 旅客に対する避難誘導計画

駅長は、的確な状況判断のもとに、駅係員を指揮して次により旅客の避難誘導に当たる。

なお、高齢者、小児等単独で避難することが危険と認められる旅客に対しては、他の旅客の協力を得て避難誘導する。

第1 地下より地上が安全と認められたとき

避難場所を、放送装置などを利用して旅客に周知し、その方向の出口に誘導する。

第2 地上より地下が安全と認められたとき

駅構内で被害が少なく、かつ地上への緊急退避に有利な場所を選定し誘導する。

第3 いずれも危険と認められたとき

状況を判断し、最も安全適切と認められた処置をとり、旅客の安全退避に努める。

なお、このような状況下においても、迅速かつ的確に旅客の誘導が行えるよう、平素から災害を想定した教育訓練を実施し、管理体制の確立を図る。

7. ゆりかもめ施設応急対策計画

(1) 基本方針

災害が発生した場合は、事故復旧本部を設置し、災害が継続又は拡大するおそれがあり、輸送に著しい影響を及ぼすと認められる場合は、事故・災害対策本部を設置する。

また、運転中止の場合は、直ちに関係交通機関に連絡し、振替輸送を実施して旅客輸送の確保に努める。

(2) 応急対策

第1 地震発生の場合

- ① 第1次警報(震度4)の場合は、全列車に一時停止を指令し、地震による振動が終息した後は、20km/h以下の運転規制を行うとともに、必要により改札規制を行う。
- ② 第2次警報(震度5弱以上)の場合は、自動的に全線の一斉非常列車停止措置及びき電停止措置が行われる。地震による振動が終息した後は、施設点検を行うとともに、券売機・改札機の取扱いを中止して入場制限し、旅客を改札機外に誘導して動揺防止を図る。
- ③ 運輸指導は、列車を手動運転中に強い地震を感知し危険と認められる場合又は運転中止の指示を受けた場合は、直ちに停止してその後の指示を受けることとする。
- ④ 運転再開については、施設の点検が終了した後、速度を制限又は注意運転で安全が確認された後に規制を解除する。

第2 火災発生の場合

- ① 車両火災の場合は、消防隊の出動を要請するとともに、旅客を他の車両に移動させ、次の駅まで走行することを原則とする。ただし、運転継続不能と判断したら、非常停止後、直ちにき電を停止し、避難誘導を行う。
- ② 駅火災の場合は、消防隊の出動を要請するとともに、旅客を駅外に避難させて負傷者の有無を確認し、接近中の列車があれば停止させる。長時間を要する場合は、退行運転の手配をする。

第3 強風の場合

風速 25m/s 以上となり、運転継続が危険と思われるときは、駅停止中の列車は出発を見合せ、駅間の列車は 30km/h 以下の速度で次駅まで運転し、運転を見合わせる。

(3) 旅客に対する避難誘導計画

運輸区長は的確な状況判断のもと、係員を指揮して次により旅客の避難誘導に当たる。

- ① 避難場所を放送装置などを利用して旅客に周知し、改札機外に誘導する。
- ② 状況を判断し、最も安全適切と認められた処置をとり、旅客の安全退避に努める。

なお、どのような状況下においても、迅速かつ的確に旅客の誘導が行えるよう平素から災害等を想定した教育訓練を実施し、安全管理体制の確立を図る。

第3節 河川・港湾施設等

(区土木部、都建設局・港湾局、東京海上保安部、
第七消防方面本部、深川・城東両消防署)

1. 交通規制

(1) 海上における震災応急対策計画

第1 津波情報等の伝達

- ① 東京海上保安部は、気象庁から地震に起因する津波、高潮に関する警報等の通報を受けた時及び地震発災後に二次災害を惹起する可能性がある気象、海象等に関する警報等の通報を受けた時は、次の周知活動を行う。
 - ア. 港内及びその付近にある船舶に対して、巡視船艇により適宜港内及びその周辺海域を巡回し、拡声器、横断幕等により周知する。
 - イ. 東京湾海上交通センター（神奈川県横浜市所在）において、港内及びその周辺海域に在泊する船舶に対し、無線電話（国際VHF）により放送周知する。
 - ウ. 第三管区海上保安本部運用司令センターにおいて、航行船舶に対し安全通信により周知する。
 - エ. 台風・津波等対策委員会連絡系統を通じ、電話等により関係者及び在港船舶に周知する。
 - オ. 各放送機関との間で締結している協定（「災害時等における放送要請に関する協定」平成16年8月2日締結）により周知する。
- ② 東京海上保安部は、航路障害物の発生及び航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、又は船舶交通の制限又は禁止に関する措置を講じたときは、速やかに安全通信を行うとともに、海事関係団体及び都災害対策本部等に伝達し、併せて巡視船艇の配備等必要な措置を講じる。
- ③ 東京海上保安部は、大量の油等の流出、放射性物質の放出等により、船舶、水産資源及び公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、速やかに安全通信を行うとともに、海事関係団体及び都災害対策本部等に伝達し、併せて巡視船艇による周知活動等必要な措置を講じる。
- ④ 区災害対策本部は、都災害対策本部より各通報を受けた場合、区民への周知活動等必要な措置を講じる。

(津波等災害時に関する応急対策については第2部 第5章 「津波等対策」参照)

第2 震災に関する情報の収集

東京海上保安部は、東京都庁に職員を派遣するほか海事関係団体等と密接な連絡をとるとともに、巡視船艇等により次に掲げる事項に関する情報を収集する。また、必要に応じ

て海事関係団体及び都災害対策本部等に、これらの事項を通報する。

区災害対策本部は、都災害対策本部よりこれらの情報を収集する。

- ① 被災状況
 - ア. 船舶、海洋施設、港湾施設等の被災状況
 - イ. 水路及び航路標識の異常の有無
 - ウ. 航路障害物の状況
 - エ. 沿岸部における油保管施設及び危険物取扱施設の被災状況
 - オ. 沿岸付近における火災等の状況
- ② 港内の状況
 - ア. 在泊船舶の状況
 - イ. 船舶交通の状況
- ③ 海上における遭難者及び海浜地区における避難者の状況
- ④ 震源地付近における海面変動の状況
- ⑤ 関係機関等の対応状況
- ⑥ その他震災応急対策実施上必要な事項

第3 海難救助等

- ① 東京海上保安部は、船舶海難、人身事故等に関する情報を入手したときは、巡視船艇・航空機等を集中的かつ効率的に運用し、人命救助を最優先に海難救助を実施するものとする。
- ② 東京海上保安部は負傷者の救出・救護に当たっては、都・日赤・東京消防庁等関係機関と協力して救助活動の実行を期する。

第4 火災対応

- ① 東京海上保安部は、船舶、海洋施設又は危険物の海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇等により消火、延焼防止、人命救助等の消防活動を実施するとともに、必要に応じ、船舶所有者に対し消火、延焼防止その他必要な措置を講ずべきことを命じる。
- ② 東京海上保安部は、消防活動のため必要があるときは、船舶、海洋施設その他の財産を使用し、移動し、若しくは処分し、又はその使用を制限する。
- ③ 東京海上保安部は、海上火災が発生した場合は、必要に応じ、事故現場海域の船舶の航行等を制限し又は禁止する。

第5 排出油等の防除

東京海上保安部は、船舶、海洋施設又はその他の施設から海上に大量の油又は有害液体物質が排出されたときは、原因者等への指導等を行い、原因者が必要な措置を講じていない又は原因者のみでは防除が困難な場合は自ら防除活動を行うなど、次に掲げる措置を講

じる。

- ① 船艇・航空機による状況確認を実施するとともに、関係各機関との情報連絡体制を密とし、救助・防除体制を確立する。
- ② 遭難船等に対する災害軽減措置の指導を行う。
 - ア．流出箇所の閉鎖
 - イ．自船保有の資機（器）材による防除活動
 - ウ．積荷油の空タンク等への移送
- ③ オイルフェンスの展張
流出油の拡散防止及び効率的な回収のため、遭難船等の付近に展張の指導を行う。
- ④ 流出油の回収等
流出油処理のため油回収船、油吸着材、油処理剤等による流出油処理作業の指導を行う。
- ⑤ 消火及び延焼防止
海上火災が発生した場合、必要に応じ消火及び延焼防止措置を命じる。
- ⑥ 警戒及び立入制限等
 - ア．海面流出油の警戒及び拡散状況の調査並びに二次災害の防止に当たる。
 - イ．現場への立入禁止、制限及び付近の警戒に当たる。
- ⑦ 被害の拡大防止のため船艇、航空機の動員、原因者等に対する防除措置の命令、一般財団法人海上災害防止センターに対する防除措置の指示、関係行政機関の長等に対する防除措置の要請等を行う。
- ⑧ 船舶の交通規制
油等が流出した場合又は海上火災が発生した場合、必要に応じて、事故現場海域及びその周辺海域の船舶の航行等を制限し、又は禁止する。
- ⑨ その他の応急措置
原因者が必要な措置を講じていない場合、又は原因者のみでは防除が困難な場合は、防除措置を行う。
- ⑩ その他
 - ア．海上火災が発生するおそれがある海域にある者に対し、火気の使用を制限し、又は禁止する。
 - イ．船舶交通の安全のため災害に関する安全通信を実施し、必要に応じ、無線放送、巡視船艇の巡回により、航行船舶に対し周知を行う。
 - ウ．東京港排出油等防除協議会の連絡網により事故発生情報等を会員に周知する等、必要な措置を講じる。
 - エ．都及び港湾等の管理者による沿岸漂着油の除去に必要な応急資機（器）材の緊急輸送等に協力する。

(第2部 第3章 応急対策 第2節 3. 「流出油、流木の応急対策」参照)

第6 海上交通安全の確保

東京海上保安部は、海上交通の安全の確保のため、次に掲げる措置を講じる。

1) 船舶交通の整理指導・制限等

船舶交通が輻輳する海域に巡視船艇を配置する等して船舶交通の整理指導を行うとともに、次に掲げる場合等で船舶交通に危険が生じ、又は船舶交通の混雑が生じるおそれがあるときは船舶交通を制限し又は禁止する。

- ① 海難の発生
- ② 岸壁等係留施設、その他の海上構造物の損壊
- ③ 大量の危険物等の海上への流出
- ④ いかだ、木材、コンテナ及びその他の航路障害物の海上への流出

2) 航路障害物の除去

海難船舶、漂流物及び沈没物等により、船舶交通に危険が生じ又は生じるおそれのあるときは、関係行政機関又は所有者及び占有者と調整し、除去に係る必要な措置を講じる。

3) 航路標識等の復旧

航路標識及び管制施設が損壊又は流出した場合は、速やかにその復旧を行い、必要に応じて応急標識を設置し水路の安全を図る。

第7 海上における治安の維持等

東京海上保安部は、海上における治安を維持するため、次に掲げる措置を講じる。

- ① 災害発生海域において、巡視船艇により挙動不審船に対する立入検査及び職務質問等を実施し、犯罪の予防・取締りに当たる。
- ② 巡視船艇等により重要施設周辺海域等の警戒を実施する。
- ③ 警察及び公安機関等と連絡を保ち、治安情報等の収集に当たる。

第8 海上緊急輸送

東京海上保安部は、巡視船艇による緊急輸送を的確に行うため、次に掲げる措置を講じる。

1) 人員及び救援物資

区災害対策本部等から傷病者、医者及び避難民等又は救援物資の緊急輸送の要請を受けたときは、関係機関と調整して海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において、これを実施する。

2) 災害復旧資材の輸送

区災害対策本部等から岸壁、護岸及び防波堤等が損壊し、復旧作業のために必要な資材の海上輸送の要請を受けたときは、巡視船艇で輸送可能なものについては、海上における

災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において、その要請に応じる。

2. 河川関係障害物除去計画

一・二級河川のうち、都が管理する河川については、都建設局が災害復旧として行う。「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき区が管理する河川については、日常の維持管理を区、災害復旧を都建設局が行う。

普通河川については、区において除去する。なお、港湾部については、都港湾局による。

防災船着場の運用について、区は、都建設局の安全確認点検後、運用主体として、引継ぎを受け、都災害対策本部に報告する。

第4節 水道

(都水道局東部第一支所)

1. 計画方針

水道施設に被害が生じ、平常給水に影響がある場合に応急活動を迅速・的確に実施できる態勢を作り、一刻も早い平常給水への回復及び可能な限りの飲料水の確保を図る。

2. 上水道施設応急対策計画

首都中枢機関、災害拠点病院等の供給ルートの復旧を最優先とし、送配水幹線、配水本管、配水小管の順に復旧を進め、給水を再開するものとする。

<配水管路の応急復旧優先順位>

- ① 首都中枢機能等を保持するための当該施設に至る管路
- ② 送水管及び広大な区域を持つ配水本管
- ③ 配水本管及び配水小管のうち骨格となる路線
- ④ 震災対策用応急給水施設及び二次救急医療機関（首都中枢機関等に該当するものを除く。以下同じ。）、災害拠点連携病院、避難所等に至る管路

第5節 下水道

(都下水道局東部第一下水道事務所)

1. 下水道施設応急対策計画

(1) 方針

下水道局災害対策本部を設置し、下水道施設の調査、点検を行い、被害状況を把握し、復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合、被害の拡大するおそれがある場合の応急措置を講じるとともに、工事現場の応急対策を実施する。

(2) 応急対策

第1 管きょ等

- ① 緊急輸送通路を地上巡視し、下水道施設が起因する道路陥没等を早急に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を実施する。
- ② 速やかに震災復旧活動の拠点を設置し、管きょの被害状況及び高潮防潮扉の操作状況等、防災上重要な施設について重点的に被害状況及び措置状況を集約する。

第2 水再生センター・ポンプ所等

- ① 各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
- ② 万一、機能上重大な被害が発生した場合は、揚水施設の復旧を最優先する。これらと並行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と揚水、簡易処理、消毒、放流などの機能の回復を図る。
- ③ 水再生センター・ポンプ所等において、停電が発生した場合、ディーゼル発電機やガスタービン発電機等の非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起こらないよう対処する。
- ④ 停電が続く場合には、非常用発電設備の燃料油について、東京都石油業協同組合及び東京都石油商業組合との優先供給協定により、確保に努める。

第3 工事現場

- ① 工事中の箇所においては、受注者との緊密な連携の下、速やかに被災状況を把握し、被害を最小限に抑えるとともに、二次災害の発生を防止するための緊急措置を実施する。また、避難路等での工事箇所については、道路管理者並びに交通管理者の指示に従い応急措置等を行う。
- ② 発災後の緊急措置や応急復旧を迅速に実施するために、現場要員や資機(器)材の現状把握に努めるとともに、必要に応じて他の現場への支援にも備える。

第4 広報活動

区は、都と連携して復旧、下水道の使用自粛などを広報する。

第6節 電気・ガス・通信等

(東京電力パワーグリッド、東京ガスグループ、NTT東日本)

1. 電気施設応急対策計画

(1) 防災体制の確立

第1 非常態勢の発令

原則として、関係組織と協議し、あらかじめ定められた態勢区分に応じた非常態勢を発令する。

なお、発令者が不在の場合は、あらかじめ指定した代理者が発令する。

第2 災害対策組織

災害対策組織は非常災害態勢の発令に基づいて設置する。供給区域内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、自動的に非常態勢に入る。

第3 要員の確保

非常態勢が発令された場合は、対策要員は、速やかに所属する本(支)部に出動する。

なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生し、自動的に非常態勢に入る場合は、社員は呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に出動する。

(2) 応急対策

第1 情報の収集・報告

気象、地震情報や一般被害情報および当社被害情報、東京電力グループ被害状況を迅速、的確に把握し、速やかに上級本(支)部に報告する。

第2 広報活動

停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故、電気火災を防止するため広報活動を行う。

第3 資材の調達・輸送

1) 資材の調達

予備品、貯蔵品などの在庫品を常に把握し、調達を必要とする資材は、隣接する事業所間の相互融通又は東京総支社本部に速やかに請求し確保する。

2) 資機（器）材の輸送

事前に行政諸機関と連絡を取り指定された路線等（緊急道路障害物除去路線等）を使用して、あらかじめ設定した場所へ配送する。

自社名称が表示されていない車両・船舶を使う場合は、関係する行政諸機関へ連絡し、指示を仰ぐ。

第4 危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察・消防などから要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

第5 復旧要員の確保

復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生したときは上級本（支）部へ応援の要請を行う。

第6 応急工事

恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。

(3) 復旧対策

- ① 災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。
- ② 陸路が途絶する等の有事の際は、江東区防災船着場（資料編その1 P.資1-111 I-33 「江東区防災船着場一覧図」）を使用する。

2. ガス施設応急対策計画

(1) 基本方針

ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に常に努力を傾注するとともに、防災対策の推進を図る。

(2) 災害応急対策

第1 通報・連絡

社内及び外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート of 多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとする。

第2 情報の収集・報告

災害が発生した場合は、災害情報、被害情報等を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

第3 広報活動

- ① 災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、災害発生前、災害発生直後、復旧作業中等の各時点において、状況に応じた広報活動を行う。
- ② 災害発生後、ガスの供給を継続する地区の需要家に対しては、必要に応じて保安確保のための広報活動を行う。
- ③ 広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また、区（地方自治体）等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

第4 対策要員の確保

- ① 非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに所属する本(支)部に出動する。
- ② 協力会社等については、災害発生後直ちに出勤要請できる連携体制を確立し、必要に応じて出勤を要請する。

第5 事業継続計画の策定・発動

事故・災害について、必要によりあらかじめ事業継続計画を策定する。また、策定に当たっては、関係者の生命・身体の安全及び被害拡大の阻止を前提とした上で、最低限維持しなければならない以下の業務を最優先する。

- ① ガスの製造・供給の維持、保安の確保に関する業務
- ② ガスの供給が停止した場合には、その復旧対策に関する業務
- ③ 供給制限が必要となった場合の需要家対応に関する業務
- ④ その他企業として事業を継続する上で最低限必要な通常業務

事業継続計画の発動が必要な場合は、被害状況に応じてあらかじめ定めた事業計画を発動し、災害対応業務と最低限必要な業務の両立を図る。

第6 復旧用資機（器）材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機（器）材置場及び前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、区（地方自治体）等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

第7 危険予防措置

- ① ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止等の適切な危険予防措置を講ずる。
- ② 地震が発生した場合、大きな災害が確認された場合には、当該低圧ブロックについて即時にガスの供給を停止する。

第8 応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。また、二次災害の発生防止に万全を期すとともに、対策要員の安全衛生についても十分配慮して実施する。

3. 通信設備応急対策計画

(1) 災害用伝言ダイヤル「171」等の運用

安否確認等の電話が集中することで重要通信の疎通に影響を及ぼさないよう、災害用伝言ダイヤル（171）及び、災害用伝言板（web171）サービスを提供するとともに、ホームページやマスコミを通じてサービス提供開始の周知を行う。

(2) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

指定された避難所の運用が開始された場合、事前設置した特設公衆電話を避難者の為に開放する。

(3) 広域停電時の公衆電話無料化

災害救助法の適用される規模の災害が発生し、かつ、広域停電が発生している場合、被害の状況により公衆電話の無料化を行う（ただし、国内通信に限る）。

(4) 重要通信の確保

災害時は、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じ復旧順位を参考に適切な措置をもって復旧に努める。

非常災害により被害を受けた通信回線の復旧の順位は下表のとおりとするが、弾力的対策を行うものとする。

順位	重要通信を確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

第7節 エネルギーの確保

(区総務部)

区は、非常用発電設備等の活用により、区役所本庁舎・防災センターなど行政機能に関わる施設、その他避難所となり得る施設や公園など災害時の拠点となる施設の機能維持を図る。

なお、停電時における区の重要施設に係る電力の確保は、施設に整備された非常用発電設備等の稼働を前提とするが、設備の損傷や発電量の不足等のリスクを想定し、区内企業と協定を締結している。（「災害時の電源供給に関する協定」平成25年10月22日締結）

また、東京都石油商業組合江東支部との協定（「災害時における石油類等の優先供給に関する協定書」昭和61年5月26日締結）、株式会社辰巳菱機との協定（「災害時の電源供給に関する協定」平成25年10月22日締結）及び東京都交通局との協定（「燃料電池バスによる災害時の電源供給に関する協定」平成30年3月28日締結）に基づき、災害時における区民生活の安定を目的として重要施設への燃料油及び電源の優先供給を図る。

復旧対策

第1節 道路

(区土木部、都建設局・港湾局・下水道局、首都高速道路)

被害を受けた道路は、速やかに復旧し、物資、人員の輸送が円滑に行われるように努める。

- ① 区道においては、緊急道路障害物除去路線以外の路線について、優先順位を付け障害物の除去及び復旧を行う。
- ② 都道が被害を受けたときは、都は速やかに排土作業や盛土作業等その被害の状況に応じた応急復旧作業を行い、交通路の確保に努める。
- ③ 上下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設に被害が発生した場合は、当該施設及び道路管理者に通報する。緊急の場合は、当該事故を知った機関が直ちに応急の措置をとり、事後連絡する。

第2節 鉄道等交通施設

(JR東日本、東京地下鉄、都交通局、東武鉄道、東京臨海高速鉄道、ゆりかもめ)

各鉄道事業者は、施設の被害状況に応じた復旧を行う。

復旧作業に当たっては、被害状況、工事の難易度及び運転開始による効果の大きさを勘案し、復旧工事の計画を策定する。

第3節 河川・港湾施設等

(区土木部、都建設局)

区及び都は、それぞれ、区管理の河川管理施設の応急復旧、都建設局所管施設の緊急工事等を行う。

<区の実施内容>

- 区内の河川管理施設・排水場施設に被害が生じた場合の復旧対策を実施する。
- 排水場施設に被害が生じた場合は、直ちに都建設局に報告し、移動式排水ポンプ車の派遣を求め、これにより排水作業を継続し、内水の氾濫による被害の拡大を防止する。
- 区内の河川管理施設の応急復旧対策については、大規模なものを除き、都の助言の下にこれを実施する。

第4節 水道

(都水道局東部第一支所)

都水道局は、施設、管路、給水装置等の復旧を行う。
※給水装置の復旧範囲は、第一止水栓以降メータ上流部までとする。

第5節 下水道

(都下水道局東部第一下水道事務所)

都下水道局は、下水道管、水再生センター・ポンプ所、工事現場等の復旧を行う。

第6節 電気・ガス・通信等

(東京電力パワーグリッド、東京ガスグループ、NTT東日本)

各事業者は、復旧効果の大きさ、二次災害防止等の観点から復旧を行う。

<電力に関する取組内容>

- 各設備の復旧は、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、復旧を行う。
- 停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報を行う。また、公衆感電事故、電気火災を防止するため広報を行う。

<ガスに関する取組内容>

- 災害に伴う応急・復旧対策については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の発生防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。
- 復旧作業については、社有のシステムで策定する最も効率的な作業計画に基づいて実施する。原則として、道路や家屋などの被害が比較的軽いブロックを優先して復旧作業を行うが、必要に応じて、社会的優先度が高い病院や避難所には「移動式ガス発生設備」を用いて、局所的にガス臨時供給の対応を行う。
- 都市ガスの供給停止地域、復旧予定などの情報について広報する。また、地震が発生した際は、安全な換気方法やガスメーターの復帰方法について広報する。

<通信に関する取り組み内容>

- 災害に伴う応急・復旧対策については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の発生防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。
- 被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行うなど、早期復旧に努める。
- 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行う。

